



◆香港の台風対策について

2019年10月号 千葉銀行 香港支店

#### 《 はじめに 》

9、10月に発生した台風 15 号および 19 号により、関東地方を中心に大きな被害が発生しました。被災された方々に心からお見舞いを申し上げるとともに、 一日も早い再建を願っております。

今回の台風では、停電・冠水等の大きな被害が発生し、鉄道等の公共交通機関 の運行も影響を受けました。

香港は、亜熱帯気候に属していることから、非常に多くの台風が接近している イメージがありますが、近年では香港より日本の方が多いことが事実です。昨年、 香港への接近した台風が6個であった一方で、日本は18個でした。

しかし、公共交通機関の対応や災害時の出勤基準の設定等の社会制度の整備は、 香港の方が進んでいます。

今回の香港ニュースでは、台風に対する香港の社会制度と、それに基づいた 公共交通機関や企業などの対応についてお伝えします。

【図表1:香港・日本の年別台風接近数】

(単位:個)

香港	5 月	6 月	7 月	8月	9月	10 月	11 月	計
2018	_	1	1	1	3	1	1	6
2017	_	1	1	2	2	1	1	7
2016	1	1	2	1	2	3	1	9
2015	_	1	1	_	_	1	1	3
2014	_	1	1	_	2	1	1	4

日本	5 月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	計
2018	_	2	4	7	2	2	1	18
2017	_	1	4	2	2	2	1	10
2016	_	ı	1	5	4	1	1	11
2015	2	ı	3	4	4	_	1	14
2014	_	2	3	2	3	2	1	13

出所:香港天文台 HP 及び気象庁 HP

香港:「シグナル1」発令をした台風(熱帯低気圧を含む)の数

日本:台風の中心がいずれかの日本の気象観測地から 300km 以内に入った数

# 《香港の台風警報システムについて》

歴史的に香港は度重なる台風の被害を受けてきました。1874年に襲来した台風では 2,000 人を超える死傷者を出しましたが、この時はまだ台風の警報システムは存在しませんでした。同じ頃、英国では世界で初めて数値予報による天気予報を開始しました。植民地の 1 つであった香港でもその技術を用いた台風の警報システムが 1884 年から利用されています。同システムでは、航海中の船舶に

台風情報を送るために、円柱、球、円錐(遠目から見ると■、●、▲)を信号局に設置された塔から吊り上げていました。そして、風速が台風のレベルに達した場合には銃声により警戒を呼びかけました。

1906年には 10,000 人超の死者を出しました。その後、1917年に数字付きの「シグナル」(後述)を使い始めたものの、1937年に再び死者 10,000 人超を出すなど、台風の被害を受けては警報システムに改良を加えることが繰り返されました。

### 《現在の台風警報システムについて》

台風が接近した場合、日本の気象庁にあたる香港天文台 (Hong Kong Observatory) は台風警報「シグナル」を発令し、市民へ注意を促します。

具体的には、「1」、「3」、「8」、「9」、「10」の 5 つの「シグナル」で 台風の警戒度を表します(「1」が最も影響が少ない)。このシグナル制度が 使用されるようになったのは 1973 年です\*\*。

※ 以前は「2」、「4」~「7」も用いられていましたが、現在では使用されていません。

最初のシグナルとなる「シグナル 1」は、香港の 800km 圏内に台風が接近した場合に発令されます。発令時には、外出にあたって注意を促される程度で、公共交通機関等がこの時点で具体的な対応をとることはありません。

台風が更に接近し、「シグナル3」が発令されると、フェリーが欠航する他、幼稚園が休園(小学校以上は通常通り)となります。

「シグナル8」が発令されると、更に幅広い対策のと、更に幅広い対策のとられます。学校、役所等の公共施設、商店や企業の公共を引きるが、証券市場も休中のみならず、また就業合は、多くないである対応が求められ、就業者が一斉に帰宅します。

【図表 2: 「シグナル 1」発令範囲のイメージ図】



出所:香港天文台リーフレットを筆者が加工

これを避けるため、天文台が「シグナル 8」を発令する 2 時間前に、「これから警報を出します」という予告通知を行います。公共交通機関はこの通知に従い、交通がパンクして利用客が立ち往生することを避けるための対策をします。例えば、MTR (地下鉄) は運行本数・スタッフを一時的にピーク時並みに増やします。

「シグナル 9」、「シグナル 10」が発令されると、風の影響を受けない一部の MTR は間引き運行となる一方、地上を運行する区間は全て運休となります。交通 手段が大きく制限され、かつ非常に危険であることから、多くの市民は外出を せず、屋内に留まります。

昨年9月に香港史上最強クラスと言われる台風 22 号が襲来した際には、200人を超える負傷者は出ましたが、幸いなことに1人の死者も出ませんでした。 多くの市民が「シグナル」の警報に従って行動した結果、人的な被害は最小限に抑えることが出来ました。

【図表 3: 香港の台風警報シグナル(Tropical Cyclone Warning Signals)】

シグナル	レグナル 記号 台風の状況		交通機関の対応等		
シグナル1 (Standby/警戒)	<b>T</b> 1	香港から800km圏内に接近. 香港に影響を及ぼす可能性あり	法的な対応義務なし。		
シグナル3 (Strong Wing/強風)	<b>_</b> 3	強風警告。台風が更に接近。風速41~ 62km/hの強風や同110km/hを超える突 風の可能性あり。	離島・マカオ・中国行のフェリー等が欠航となる。		
シグナル8 (Storm/暴風)	▲ <b>8</b> nw西北	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	発令を受け、帰宅者が急増することを見越し、 MTRは一時的に運行数・スタッフを増加の対 応。		
シグナル9 (Increasing Storm/暴 風雨)		台風が香港に直撃。 強力な暴風もしくはそれを著しく上回る 暴風の可能性あり。	地上を運行する路線を運休。		
シグナル10 (Hurricane/颶風)	<b>+</b> 10	シグナル9よりもさらに激しい場合。 風速118km/hを超える颶風や同 220km/hを超える突風の可能性あり。	状況を考慮しながら間引き運行を実施。状況に応じて、駅内を待機場所として開放。		

出所:香港天文台 HP

※「シグナル8」は、風向きに合わせて表記のことなる記号が4種類(NW西北、SW西南、NE東北、SW東南)ある。

# 《労務管理上の悪天候規定について》

日本の労働基準監督署に相当する香港労工処は、「シグナル」発令時の対応についてガイドラインを作成しています。このガイドラインには法的拘束力はありませんが、多くの企業がガイドラインに基づいて就業規則を定めています。

就業規則には、悪天候時の対応について明記されています。「シグナル 8」が 就業前に発令された場合は出社義務が免除され、就業時間中に発令された場合は その後の業務を休業とし帰宅させます。そのため、「シグナル 8」の発令時には、 多くの企業や商店・商業施設が休業します。

しかし、どうしても休業等が出来ない企業や商店では、勤務する従業員に対して、採用段階から悪天候時の勤務体制を明示し、他の従業員とは賃金面で優遇する等の対応を行うことで、労使間でのトラブルを避ける対策が取られます。

【図表 4:「シグナル 8」発令時のガイドライン】

状 況	企業・社員の対応
始業時刻前	出社義務なし
就業時間中	帰宅 または安全な場所で待機
終業時刻の3時間以上前に 解除もしくは引き下げ	2 時間以内に出社 (~2018 年) ⇒2 時間待機可能 (2019 年~)

出所:労工処「Code of Practice in Times of Typhoons and Rainstorms」

昨年、台風 22 号が襲来した際には、主要バス路線 600 便の全面再開に数日を要する等、公共交通機関の復旧に長時間を要し、大きな混乱を呼びました。これを受け、今年 6 月に香港労工処はガイドラインを改訂しました。以前のガイドラインでは、終業時刻 3 時間以上前に「シグナル 8」が解除または警報レベルが引き下げられた場合は、2 時間以内に出社するとされていました(例えば、午前 8 時に「シグナル 8」が解除された場合、従業員は午前 10 時までには出社する)。

改訂後は、「シグナル 8」解除後も公共交通機関の大規模運休等「極端な状況」にあると政府が判断した場合、自宅等で 2 時間待機することが出来るようになりました。 2 時間経過するまでに、「極端な状況」が継続しているかどうかを政府が再度判断し発表します。問題ないとの判断が出た後、勤務先の規定に応じて出勤することになります。

### 《 おわりに 》

香港では、年数回、強大な台風が接近しますが、社会全体に対策の仕組みが 浸透しているため、人的・社会的影響は最小限に抑えられています。これは、 歴史的に香港の人々が台風によって多くの被害を受け、その中で「シグナル」と いう警報システムを整備してきたことと、香港市民の一人ひとりが現在に至る までその制度の重要性を理解し、対応を徹底し続けてきた結果と言えます。

日本でも強大な台風が襲来し、通勤のために駅やバス停に長蛇の列を作る人々についてのニュースを度々目にします。これは、「シグナル」や出勤基準に

ついて定めたガイドライン等、香港のような制度が存在していないことが原因の 1 つといえます。人口も面積も異なる香港の制度をそのまま日本に当てはめる ことは難しいですが、他の国・地域の制度を積極的に学ぶとともに制度の重要性 を理解し、対応を徹底することがより重要となるでしょう。

千葉銀行香港支店では、千葉県企業の香港・中国華南地区への進出等を全面的にサポートしております。現地法人設立の手続きや、オフィス・工場物件の紹介、税制等の情報等、幅広いサービスを提供させて頂いております。また、実績豊富な中国進出のためのコンサルタントを紹介することも出来ますので、弊行お取引店を通じ、お気軽にご相談下さい。

- ※ ここに掲載されているデータや資料は、情報提供のみを目的としたもので、投資勧誘等を目的としたものではありません。投資等の最終決定は、ご自身の判断でなされるようお願いいたします。
- ※ また、弊行は、かかる情報の正確性や妥当性については、責任を負うものではありません。